

ごみ搬入申請書

※ 住所等の確認できる免許証等の提示が必要です。

申請日 年 月 日

搬入日 年 月 日

下記の通りごみの搬入を申請します。

申請者 (事業系は 事業者名)	住所	☐ 田川市 ☐ 香春町 ☐ 添田町 ☐ 川崎町 ☐ 糸田町 ☐ 大任町 ☐ 福智町 ☐ 赤村
	氏 名 :	
	電話番号 :	
ごみの 出た場所	住所	☐ 田川市 ☐ 香春町 ☐ 添田町 ☐ 川崎町 ☐ 糸田町 ☐ 大任町 ☐ 福智町 ☐ 赤村
	☐ 同上 ※上と同じであれば記入不要	
	氏名又は会社名 :	
ごみの区分と 種類	☐ 家庭系	☐ 可燃ごみ ☐ 不燃ごみ ☐ 粗大ごみ ☐ 資源ごみ
	☐ 事業系	☐ 可燃ごみ ☐ 粗大ごみ (木製のみ)
搬入車両	☐ 普通車 ☐ 軽自動車 ☐ 軽トラック ☐ トラック (t 車)	
	車両登録番号 :	

※トラックについては、2t車までです。

※搬入時は、施設職員の指示に従います。

※貴重品の管理は、自己の責任において行います。

※プラット内へは、1台ずつ入場してください。

※場内での事故は、一切の責任を負いません。



組合記入欄 (記入しないでください)

確認欄	受付番号	重量	料金

○搬入先

さくら環境センター 田川郡大任町大字今任原3888-1 ☎ 0947-23-1553

○搬入時間

月曜日～金曜日 午前9:00～12:00 午後1:00～4:00

※土日・年末年始は休み（12月29日から12月31日までの年末特別受入については、別に定めます。）

○ごみ処分手数料（消費税込）

家庭系ごみ 10kg未満は110円。10kg以上は、10kg毎に110円。

事業系ごみ 10kg未満は220円。10kg以上は、10kg毎に220円。

搬入についての注意事項

1. 搬入時に本搬入申請書を受付（計量棟）に提示してください。
2. 下記記載のものや、家を増改築及び解体した時の廃材等は搬入できません。
3. 木々類は長さ50cm以内、太さは直径10cmに切ってください。

★搬入できないもの★

テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、石綿、石膏ボード、瓦、レンガ、コンクリート、土砂、バイク、タイヤ、農薬ビン、農業用ビニール、建築廃材、公害発生の恐れがあるもの、その他感染性医療廃棄物や産業廃棄物に属するもの等

※田川地域家庭ごみ分別ガイドブックP14、15を参考にしてください。